

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月2日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年5月21日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年3月31日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

「国際便就航促進費等補助金」及び「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出は、違法又は不当である。

よって、徳島県知事（以下「知事」という。）その他関係職員に対し、次の措置を求める。

ア 令和7年9月の補助金変更交付決定・額の確定、および令和7年10月のプロモーション業務支出が、違法又は不当な公金支出に当たるかを監査すること（未払の場合は支出の差し止め）。違法又は不当と認められる場合、知事に対し、受領者へ不当利得として返還請求を行うよう勧告すること。必要

に応じ、本件支出に関与した知事その他関係職員に対し、徳島県（以下「県」という。）が被った損害を全額賠償するよう請求する措置を検討すること。

【請求ア】

イ 今後、同種の補助金支出等について、対象経費、公益性、決裁過程等を厳格に審査する体制を整備するよう勧告すること。【請求イ】

(2) 請求の理由

ア 事後的な要綱変更による議会統制の潜脱の疑い

当初予算は、議会において「着陸料等への限定的な補助」として承認されたものであるが、知事は、事後的に要綱を変更し「運賃収入の控除（赤字補填）」という実質的な目的外メニューを設け、これに基づき令和7年9月に変更交付決定及び額の確定を行った。これは、地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第2号及び法第232条の3の趣旨に照らし、議会の予算審議・統制を実質的に潜脱する違法又は著しく不当な行為である疑いが強い。

イ 協議会を通じた不透明な支出手続の疑い

実質的に特定民間企業への赤字補填の性質を有する疑いが強い資金を支出するにあたり、適正な補正予算の編成その他必要な財務手続を経ていない疑いがある。更に、その支出を「協議会への補助金」という形式を取ることで、支出の実態や使途の透明性を著しく損なっている。

ウ 運休後に強行された目的喪失事業への支出（裁量権の逸脱）

プロモーション業務の支出負担行為（令和7年10月3日）の時点で、徳島ー香港線の国際定期便（以下「香港便」という。）はすでに全便運休しており、県内部文書においても「宿泊者の確保が困難な状況」と認識されていた。本来の就航促進目的の達成が客観的に困難であるにもかかわらず、漫然と800万円の契約・支出を行ったことは、公金支出に不可欠な「公益上の必要」（法第232条の2）を著しく欠き、裁量権を逸脱・濫用するものである。

エ 著しく限定的な情報開示と適正性の検証困難

県は公文書公開請求に対し、「交付決定通知書」の金額、ページ全体を黒塗りにした「助成金積算内訳」や「請求書（INVOICE）」、プロモーション業務の「見積書明細」等、財務の根拠を広範に非開示としている。検証可能性が著しく制限された開示状況にあっても、なお読み取れる部分のみで上記アからウの違法・不当性が強く推認される状況であり、公金支出の適正性が担保

されていないと言わざるを得ない。

オ 特記事項

本請求の対象行為は、「令和7年9月1日の変更交付決定」、「同年9月19日の額の確定」及び「同年10月3日の契約・支出」であり、いずれも法定期間（1年以内）を満たしている。

なお、仮に関連する過去の前提行為が存在したとしても、県の度重なる開示決定期間延長や広範な非開示により、請求人は本年2月から3月にかけての開示等により初めて本件支出の客観的構造を把握し得たため、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」が存在する。

（以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。）

第2 請求の受理

1 請求アについて

請求アについては、令和8年4月9日に所要の法定要件を具備していると認め、これを受理することとした。

2 請求イについて

本件請求のうち、請求イについては、将来の組織体制の整備を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

「国際便就航促進費等補助金」及び「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出が、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かを監査対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述により主張する内容の補足を行った。

3 監査対象機関に対する監査の実施

観光政策課を監査対象機関と定め、当該機関に対し、監査資料等の提出を求め、

令和8年5月8日に監査を行った。

4 関係人調査の実施

請求人の主張のうち「国際便就航促進費等補助金」に係る事実状況を把握するため、法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を「国際便就航促進費等補助金」の補助先である徳島空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）に対し、実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

観光政策課に対する監査及び関係人調査並びに関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 「国際便就航促進費等補助金」について

ア 予算について（令和7年度当初予算）

「今こそ海外！国際定期便利用促進事業」の一部

・事業概要

着陸料や空港施設使用料の一部補助等、航空会社への運航支援

・事業費

補助金：496,680千円

イ 国際便就航促進費等補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）（抜粋）

a 補助要綱の内容

（補助金の交付）

第1条 知事は、徳島阿波おどり空港における国際便等の就航促進及び利用促進を図り、もって交流の活性化による産業、文化等の振興に資するため、徳島空港利用促進に関する事業を行う団体（以下「団体」という。）が行う徳島阿波おどり空港を活用する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で団体に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（事業種別及び補助額等）

第2条 前条の補助金の対象となる事業種別、経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）及び補助額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

事業種別

インバウンド国際便施設使用料等助成事業

対象となる経費及び補助額

ア 徳島阿波おどり空港の国際チャーター便（インバウンド旅客が県内に1泊以上宿泊するものに限る。）に係る次の経費に対する支援（それぞれ規定する補助率以内のもの）について、知事が認める額

（ア）着陸料（航空機の着陸ごとに支払う空港の使用料）の2分の1以内

（イ）空港施設使用料、ハンドリング費用、航空援助施設利用料及びハイジャック検査料の3分の2以内

イ 徳島阿波おどり空港の国際定期便に係る次の経費に対する支援（それぞれ規定する補助率以内のもの）について、知事が認める額

（ア）着陸料（航空機の着陸ごとに支払う空港の使用料）の2分の1以内

（イ）ハンドリング費用及び航空援助施設利用料の3分の2以内

（ウ）空港施設使用料及びハイジャック検査料の10分の10以内

ウ 徳島阿波おどり空港の国際定期便（香港便に限る。）の運航に要する経費に対する支援（月の初日から末日までの期間における運航に係る対象となる経費の額から当該運航の運賃収入の額を控除した額以内のもの）について、知事が認める額

なお、香港便には、イは適用されず、また、ウの「運航に要する経費」とは、着陸料やハンドリング経費、空港施設使用料などを含めた運航に係る経費とすることである。

b 補助要綱改正の経緯

- ・令和7年3月10日（令和7年2月議会閉会日）

補助要綱別表イに基づく予算案が議決

- ・令和7年3月（令和7年2月議会閉会后）

航空会社からの運航支援の申出を受けた協議の結果、補助要綱別表ウの追加を決定

- ・令和7年4月1日

補助要綱別表ウを追加した改正補助要綱を施行

ウ 協議会を通じた航空会社への補助について

県は、上記補助要綱に基づき協議会へ補助を行う。

協議会は、協議会助成金交付要綱に基づき、航空会社からの実績に基づく請求を受けて、月毎に支払を実施する。

令和7年度においては、県は協議会からの申請に対し、4月1日に交付決定、5月と8月に概算払を行った。

また、香港便の運休にともない、9月1日に変更交付決定を行った上で、実績報告に基づき、9月19日に額の確定を行った。

なお、協議会は、県への交付申請書には事業計画書、概算払希望申出書には予算執行計画表を添付している。

エ 補助金額等の情報開示について

公文書公開請求における非開示部分については、県情報公開条例等の関係法令に基づき、法人の正当な営業上の利益を害するおそれのある情報等について、非開示判断を行った。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」について

ア 予算について（令和7年度当初予算）

『『Let's go Tokushima』海外プロモーション事業』の一部

・事業概要

インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信

・事業費

委託料：199,000千円の一部

イ 事業の目的について

香港人観光客はレンタカー利用率が高いという特性があり、その特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の観光モデルコースを発信することで、香港市場からの個人旅行の誘客促進を図る。

2 監査対象機関の見解

(1) 「国際便就航促進費等補助金」

ア 令和7年9月の補助金変更交付決定及び額の確定に関する適法性について

本件補助金の支出は、「徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図る」という当初予算の目的を達成するため、補助要綱等に基づき、適正な手続を経て実施されたものである。

「徳島空港の国際定期便（香港便に限る。）の運航に対する支援」として、「運航に係る対象となる経費の額から当該運航の運賃収入の額を控除した額以内」を助成できる旨は、補助要綱の別表において明確に規定されており、制度に基づいた適正な執行である。

議会統制の潜脱との指摘について、本来、補助金の交付要綱の改正については、法令上議会への報告が必須とされているものではない。本件要綱改正に伴うメニュー追加についても所定の手続を経ており、財務手続上の違法性はない。本件補助金支出は「国際定期便の就航・利用促進」という予算の本来の目的の範囲内であり、議会統制を潜脱する違法・不当な目的外支出には当たらない。

イ 協議会を通じた不透明な支出手続の疑いについて

協議会は、県のみならず、近隣自治体、経済団体、交通事業者、航空会社などが一体となって徳島阿波おどり空港の利用促進を図るために設立された組織である。

国際定期便の利用促進は、県単独の課題ではなく、地域全体で取り組むべき公益性の高い事業であるため、地域一体となった推進組織である協議会を通じて事業を実施しており、協議会助成金交付要綱に基づき、適正な手続を経ている。

ウ 情報開示の限定性と検証可能性に関する指摘について

請求人が指摘する公文書公開請求における非開示部分については、県情報公開条例等の関係法令に基づき、法人の正当な営業上の利益を害するおそれのある情報等を適切に保護するための適法な措置である。情報公開の範囲を理由に公金支出の適正性が担保されていないとする請求人の推測は当たらず、本件補助金支出の適法性を左右するものではない。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」について

ア 香港便運休後のプロモーション業務委託支出の正当性について

「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に関する支出は、香港便の運休により目的を喪失した無駄な事業への支出との請求人の主張は事実と反している。

訪日旅行者の8割以上がリピーターであり、自由で柔軟な旅行を好む香港人観光客は、レンタカー利用率が高いという特性がある。本業務は、この特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の

観光モデルコースを発信することで、香港市場から個人旅行の誘客促進を図るものである。

香港便運休後も、香港は県にとって来訪者が多い地域であることに変わりなく、個人旅行者等の関心を引くプロモーションを行うことが必要と考えていた。

本事業は当初より香港便の運航のみを前提としたものではなく、関西国際空港等の近隣空港を経由した本県への誘客を想定して設計されている。

したがって、香港便の運休後においても本事業を実施する「公益上の必要性」は十分に存在し、裁量権の逸脱・濫用には当たらない。

3 判断

監査対象の請求アについて、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 「国際便就航促進費等補助金」に係る支出について

本件補助金支出については、補助要綱における補助項目の追加に至る意思決定過程や補助実施に関する資料についての提出を求めたが、県と航空会社との間の覚書に基づく守秘義務を理由として資料の提出が得られないものがあつた。

この点は、監査における事実確認及び検証に制約を及ぼすものではあるが、関係機関の意見聴取等、必要な調査を行った結果に基づいて、判断を行う。

ア 補助要綱の改正について

請求人は、議会において「着陸料等への限定的な補助」として承認されたものについて、知事が事後的に補助要綱を変更し「運賃収入の控除(赤字補填)」という実質的な目的外メニューを設けたことが、法第96条第1項第2号及び第232条の3の趣旨に照らし、議会の予算審議・統制を実質的に潜脱する違法又は著しく不当な行為である疑いが強いと主張している。

以下、請求人が主張する法の条項等の趣旨を踏まえ、違法又は不当な点があるか否かについて検討する。

a 議会の予算議決権及び支出の目的について(法第96条第1項第2号及び法第232条の3関係)

法第96条第1項第2号では、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。(略)予算を定めること。」、法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為

(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。

本件補助金における補助要綱の改正は、令和7年2月議会で議決された予算「今こそ海外！国際定期便利用促進事業」において、その予算の範囲内で、補助項目を追加したものである。

また、追加された補助項目の目的は、「徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図る」という議決された予算と同じであると認められる。

したがって、本件補助金支出は、予算の目的の範囲内においてなされたもので、法第232条の3に違反する目的外支出には当たるとはいえず、改めて法第96条第1項第2号の議決を要するものとはいえない。

b 公益上の必要性について（法第232条の2関係）

法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

補助金の「公益上の必要性」に関する判例としては、休止した第三セクター方式の会社の債務整理のために支出した補助金について、「当時の市長が補助金を支出したことにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断すべき程度に不合理なものであるということとはできないから、本件補助金の支出は、法232条の2に違反し違法なものであるということとはできない。」（平成17年11月10日最高裁判所判決）とされたものがある。

また、「法は、『公益上必要がある場合』に当たるか否かの判断については、当該地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねているものと解するのが相当である。」（平成10年7月16日東京地方裁判所判決）とされた判例もある。

これらの判例の趣旨によれば、「公益上必要がある場合」に該当するか否かの判断は、地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられ、その判断が違法になるのは、当該裁量権の逸脱又は濫用と評価される場合、すなわち社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合に限られると解される。

これらを踏まえると、本件補助金において、「運航経費に対する支援」として、徳島阿波おどり空港の利用促進と国際定期便の維持を図るため、公益上必要があると判断し、改正を行った補助要綱に基づき、予算の範囲内で支出を行ったことは、地方公共団体の長に認められた裁量の範囲内における判断であり、その判断が社会通念上著しく不合理であったとはいえない。

上記 a、b より、本件補助金支出については、違法又は不当な支出とはい

えない。

イ 協議会を通じた支出手続について

請求人は、「協議会への補助金」という形式を取ることで、支出の実態や使途の透明性を著しく損なっていると主張している。

本件補助金は、「徳島阿波おどり空港における国際便等の就航促進及び利用促進」を目的とし、「徳島空港利用促進に関する事業を行う団体が行う徳島阿波おどり空港を活用する事業」が対象とされている。

これは、地域全体で取り組むべき公益性の高い事業と考えられ、県のみならず、近隣自治体、経済団体、交通事業者、航空会社などが一体となって徳島阿波おどり空港の利用促進を図るために設立され、従来からチャーター便への助成事業実績も有している協議会を補助対象とすることは、空港利用に関わる複数の会員等の視点を経ることによる客観性の担保に加え、事業の実効性の観点から合理性がある。

一方、本件補助金は、多額の公費を財源とするものであり、その執行に当たっては、高い透明性が求められるところ、要綱改正の内容について、会員内で十分な情報共有・周知が図られたとは言い難い面も見受けられた。

今後は、事務局内だけにとどまらず、協議会を構成する各会員に対しても、制度内容や執行状況に関する適切な情報共有に努める必要がある。

(2) 「令和7年度香港市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務」に係る支出について

請求人は、本来の就航促進目的の達成が客観的に困難であるにもかかわらず、漫然と800万円の契約・支出を行ったことは、法第232条の2における「公益上の必要性」を欠き、裁量権を逸脱・濫用するものであると主張している。

まず、本件委託料支出は、県の事業を特定の者に委託して行う場合の対価として支払われる「委託料」であり、対価を伴わない支出である法第232条の2の「寄附又は補助」には当たらない。

監査対象機関によると、本事業は、香港人観光客のレンタカー利用率が高いという特性を活かし、インフルエンサーを招聘してレンタカー利用を前提とした県の観光モデルコースを発信することで、香港市場からの誘客促進を図ることを目的とし、当初より香港便の運航のみを前提としたものではなく、関西国際空港等の近隣空港を経由した本県への誘客も想定して令和6年度から開始されていたとのことである。

また、香港便運休後も、香港は県にとって来訪者が多い地域であることに

変わりなく、個人旅行者等の関心を引くプロモーションを行うことが必要と
考えていたとのことである。

このような事業の性質に鑑みれば、香港便の運休後に本プロモーション業
務を実施することは、事業目的の達成につながるものであり、「公益上の必
要性」を欠いているとはいえない。

したがって、本件委託料支出については、裁量権を逸脱・濫用するもので
はなく、違法又は不当な支出とはいえない。

4 結論

以上、本件請求のうち、請求アについて、請求人の主張には理由がないので、棄
却する。

請求イについて、監査請求の対象と認められないので、却下する。

5 意見

本件請求のうち「国際便就航促進費等補助金」に係る支出については、補助要綱
における補助項目の追加に至る意思決定過程や補助実施に関する資料について、県
と航空会社との間の覚書に基づく守秘義務を理由に提出が得られないものがあっ
た。

今後は、監査委員において、より実効性のある検証が可能となるよう、資料提出
のあり方について検討に努められたい。